

○第132回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成28年2月8日（月） 13：59～14：52

議事概要：

（１）農薬（クレトジム）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.01 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を1 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*除草剤で、だいず、かんしょ等に使用します。今回、ホップへのインポートトレランス申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（２）農薬（フルオピコリド）の食品健康影響評価について

・審議の結果、フルオピコリドの一日摂取許容量（ADI）を0.079 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を1 mg/kg体重、フルオピコリドの代謝物である2,6-ジクロロベンズアミドのADIを0.047 mg/kg体重/日、ARfDを0.52 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、ばれいしょ、たまねぎ、ぶどう等に使用します。今回、かんきつへの適用拡大申請がされています。

（３）その他

・食品健康影響評価について調査審議する評価部会が以下のとおり指定された。

① ピカルブトラゾクス

・評価第二部会において調査審議することとなった。

*殺菌剤で、今回、稲、だいこん等への新規登録申請がされています。